

藤田医科大学における研究データの保存期間等に関する規程

平成27年規程第25号

施行 平成27年11月1日

改正 令和3年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程（平成27年規程第2号）第4条に基づき、研究データの保存期間等について必要な事項を定めることを目的とする。

(統括管理責任者)

第2条 研究データの保存及び開示に関する本学の責任者は、藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程第6条第1項に基づく、統括管理責任者をもって充てる。

(実験・観察などの研究データの保存方法)

第3条 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。

2. 実験ノートなどには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
3. 実験ノートなどは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

(論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データの保存方法)

第4条 研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

2. 保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

(研究データの保存期間)

第5条 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、各学部・学科等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

2. 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料など）についてはこの限りではない。また、各学部・学科等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。
3. 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、その法令等の定める期間に従う。
4. 共同研究等外部から研究データを受領する場合において、保存期間に関する契約若し

くは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に従う。

(研究データの開示)

第6条 研究者は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。

2. 研究者の異動先の機関が実施する調査への協力を求められたときは、部局において保管する研究データを開示するものとする。なお、資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

(責任)

第7条 研究データの保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

2. 研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講じなければならない。
3. 研究室主宰者の転出や移動に際して、各学部長等はこれに準じた措置を講ずる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、常務会の決議による。

附則

1. この規程は、平成27年11月1日から施行する。
2. 平成30年10月10日一部改正
3. 令和3年9月1日一部改正